

統合型リゾート(IR)に関する有識者懇談会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 統合型リゾート(IR)に関する有識者懇談会の傍聴を希望する方は、別紙の申込書に必要事項を記載し、電子メールまたは FAX にてお申し込みください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴される方は、懇談会を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 懇談会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 懇談会において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 懇談会において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、北海道経済部観光振興監が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 審議の途中、懇談会を公開することにより議事運営に著しい支障が生じることとなった場合は、北海道経済部観光振興監の決定により、その後の会議を非公開とすることがあります。その場合は退場をお願いすることとなりますので、あらかじめご了承ください。
- (5) その他懇談会開催中の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

3 懇談会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。